

## 令和5年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 議事録

日時 令和5年8月2日（水）午後2時から午後4時

場所 豊田市福祉センター介護予防室 他一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】川上明子（愛知県司法書士会）、【副会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、榎本孝明（豊田加茂医師会）、杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、古巣道明（豊田消費生活センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

近藤孝（愛知県社会福祉士会）

オブザーバー ※敬称略

鈴木尚人（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

伊藤裕子（名古屋家庭裁判所岡崎支部 裁判所書記官）

事務局

【福祉部】柴田福祉部長、勝野福祉部副部長

【福祉総合相談課】大内課長、安藤担当長、杉浦主査、宮口主査

【豊田市社会福祉協議会】鈴木地域福祉推進室長、八木くらし応援課長、大地センター長以下センター職員

傍聴者

なし

## 次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会について
- 3 委員委嘱及び会長、副会長選出について
- 4 議事
  - (1) 計画の取組実績について（報告）
  - (2) 新たな法人後見の担い手確保について
    - 社会福祉連携推進法人の進捗状況について（報告）
    - 受任調整に関する検討フローの見直し（案）について（協議）
  - (3) 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について（報告）

## 議事録（要旨）

### 1 開会・福祉部長挨拶

#### 【福祉部 柴田部長】

- ・今年度最初の会議で、委員の皆様には今年度、来年度の2年間の任期をお願いする。
- ・本市では10月に「地域共生社会推進全国サミット in とよた」を開催すること踏まえ、本会議を全国サミットのプレサミットとして位置付けしている
- ・本日は3つの議事についてご意見をいただきたい。

### 2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会について

（事務局（市）より説明）

### 3 委員委嘱及び会長、副会長選出について

- ・会長に川上委員（愛知県司法書士会）、副会長に松山委員（愛知県弁護士会）を選出。

### 4 議事

#### （1）計画の取組実績について（報告）

（事務局（市）より説明）

#### 【松山副会長】

- ・消費生活センターとの連携（本資料P13）について、消費生活センターと成年後見支援センターの相談員同志の交流はすでに行っているのか？

#### 【事務局（市）】

- ・今年度は消費生活センターが本協議会に加わり連携を深めていく段階で、相談員同志の交流は十分に取組ができていない。
- ・今後必要性を見極めるためにも、消費生活センター古巣委員の課題認識を情報共有していただきたい。

#### 【古巣委員】

- ・豊田消費生活センターの令和4年度の相談件数は2671件で、毎年同じくらいの相談件数で推移している。
- ・昨年度から今年度にかけて増えている相談内容として、化粧品や食料品をお試しの1回限りで購入したつもりの契約が定期購入契約になっていて契約を解除したいといった相談内容が多い。
- ・先日、精神障がい者からの相談のやり取りの中で相談者が自殺をほのめかす発言をされたため、相談員が相談対応に大変苦慮して、福祉総合相談課に相談対応の助言をしていただいた。
- ・相談員からは精神病院の精神保健福祉士による精神障がい者に対する相談対応の勉強会をしてもらえるとありがたいといった声も挙がっている。
- ・様々な機関と連携を深めて、障がい者、高齢者の被害者救済を相談員が自信をもって相談対応できる体制を整えていきたい。

#### 【阪田委員】

- ・精神障がい者は年々急速に増えており、全国で400万人を超えている。
- ・自立支援協議会には精神病院の精神保健福祉士が会員になっており、連携を深めていきたい。

#### 【杉村委員】

- ・現場として感じる事として、発達障がい診断がついていない人が生活に困っている場合が多い。
- ・8050問題のように親の年金に頼って生活していた家族で親が体調を崩した場合、子どもが病院とやりとりしないといけない場面でトラブルになる。
- ・最近、そのような場面が増えてきており、包括、ケアマネ、自立支援協議会など関係者間の連携は必要になる。

#### 【山地委員】

- ・ここ5年で包括にも似たような相談が増えており、消費生活センターと一緒に会議をして支援したケースもある。
- ・基幹包括支援センターでは令和元年から地域包括支援センター向けの職員研修を開始しており、障がい者の理解や対応の研修を実施している。
- ・また、高齢者本人だけでなく、同じ世帯にいる父母や引きこもりの人に焦点を当てる会議を行い、その中に消費生活センターや障がい相談支援事業所、成年後見支援センターなど様々な機関に関わってもらい、世帯全体を伴走支援している。

#### 【事務局（市）】

- ・精神保健福祉士による勉強会に関しては、自立支援協議会の協力を得ながら、調整して進めていく。
- ・その他の医療機関や包括などについても、各々が行っている研修内容について話を聞き、一緒にできることを考えていく。

## (2) 新たな法人後見の担い手確保について

### ○社会福祉連携推進法人の進捗状況について（報告）

（阪田委員より説明）

#### 【杉村委員】

- ・社会福祉連携推進法人の社員は、各法人の職員全員が関わるのか？

#### 【阪田委員】

- ・各法人の職員全員が社会福祉連携法人に関わるのではなく、各法人の職員から何人かが担当者として、社会福祉連携推進法人に関わる。

#### 【川上会長】

- ・各法人が抱える利用者のうち成年後見制度が必要な人はどれくらいいるのか？
- ・また、既に成年後見制度を利用して、社会福祉連携推進法人以外の成年後見人等が選任されている場合の調整はどうするのか？

#### 【阪田委員】

- ・既に成年後見制度を利用している場合、今回の社会福祉連携推進法人による法人後見は考えていない。
- ・今後、成年後見制度を利用する場合の選択肢の1つとして利用者に提案していきたい。

#### 【松山副会長】

- ・成年後見支援センターでも法人後見をやっている中、成年後見支援センターの受任件数が増えてきて担い手が厳しくなっているため、社会福祉連携推進法人が法人後見の新しい担い手として期待できる。
- ・また、法律の専門職とは別の福祉の専門職として、本人が必要な福祉サービスを利用できるようになる点や豊田市のような公的機関が関与する法人としての期待もある。
- ・一方で利益相反の課題もあり、課題がある部分は本会議で一緒に議論していきたい。

#### 【川上会長】

- ・社会福祉連携推進法人に加入していない法人からの法人後見も受任するのか？

#### 【阪田委員】

- ・設立当初は社会福祉連携推進法人の社員や賛助会員の法人後見を受任していく。
- ・将来的には加入していない法人からの受任も考えていく。

#### 【川上会長】

- ・今年度の目標件数はあるか？

#### 【松山副会長】

- ・今年度は1、2件を目標にしている。
- ・社員の本来業務がある中で、後見業務がどのくらいできるか見極めていきたい。

## ○受任調整に関する検討フローの見直し（案）について（協議）

（事務局（センター）より説明）

### 【杉村委員】

- ・とよた後見ネットワーク（仮称）（本資料P15）について、社会福祉連携推進法人となりの以外に法人後見をする団体がいる場合、加入できるのか？
- ・立ち上げ費用の補助（本資料P16）の目安を教えてください。

### 【事務局（センター）】

- ・社会福祉連携推進法人となりの以外の法人後見の加入も想定している。
- ・立ち上げ費用は現在、要綱を作成中で、次回の会議で提案する予定をしている。

### 【事務局（市）】

- ・前者の内容については市から依頼した経緯もある。
- ・中核機関として市民の安心、安全を守る必要性があることから、質を担保するため条件を設定している。

### 【松山副会長】

- ・とよた後見ネットワークについては、内容を詰めていく必要がある。
- ・様々な団体が条件を満たすと加入できるという枠組みであれば、加入条件で質の担保を表す追加や見直しが必要と考える。
- ・また、これまでは職業上、守秘義務がある参加者での受任調整会議で協議していたため、今後は新たな加入団体への守秘義務についても対応が必要になる。

### 【川上会長】

- ・とよた後見ネットワークについて、税理士会や行政書士会といった他の士業の団体も加入できるのか？

### 【事務局（市）】

- ・現在、法人後見団体は福祉関係の団体を想定しており、税理士会や行政書士会など他の士業の団体は想定していない。
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の三士会は家庭裁判所の実績もあり、各々後見活動で専門性を発揮できる場面がある。
- ・一方、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、税理士会や行政書士会などの他の士業の記載もあるため、動向を注視していく必要がある。
- ・今回の議事としては、新たな法人後見団体の設立を踏まえた受任調整に関する検討フローの見直し（案）について（別添資料2）の協議をお願いしたい。
- ・とよた後見ネットワークについては、中核機関の市と社協で整理していく。

### 【事務局（部長）】

- ・とよた後見ネットワークの加入条件にある参加者全員は、後から加入した法人後見団体も含むのか？

### 【事務局（センター）】

- ・加入条件の参加者全員については中核機関である市と社協及び三士会を想定し

ており、後から加入した法人後見団体は含まない。

【杉村委員】

- ・検討フローはわかりやすく整理されている。
- ・イー①の視点が支援の中心の場合、社会福祉士で整理されているが、社会福祉士の担い手はどのくらいあるのか？

【事務局（センター）】

- ・社会福祉士の担い手は足りておらず、現在でも豊田市外の社会福祉士に依頼したり、見つからない場合は他の専門職や社協法人後見で対応している。
- ・社会福祉連携推進法人が機能した時点での期待を込めてフローを整理している。

【事務局（市）】

- ・杉村委員の指摘は非常に重要で、社会福祉士は現状で数が少ない。
- ・フローは検討の視点と表記して基本的な考え方を示しており、必ず守らないといけないというものではない。
- ・おおよその目安を参考にしながら、本人の特性や状況を加味しながら検討することが多職種で受任調整する意義と考えている。

【川上会長】

（委員7名挙手：受任調整に関する検討フローの見直し（案）に関する承認）

### （3）豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について（報告）

（事務局より説明）

【山地委員】

- ・意思決定フォロワーは何人くらいいるのか？

【事務局（市）】

- ・現在の意思決定フォロワーの人数は2人で、今年度から意思決定フォロワーの研修を実施して養成していく。

【山地委員】

- ・今後、本人と意思決定フォロワーが増えていく中で、2人をマッチングさせていく予定なのか。

【事務局（市）】

- ・現在開始している2件においても、事業が始まる前に本人と意思決定フォロワーが面会をして、本人の希望を聞いて事業を開始している。

【山地委員】

- ・本人が入所する施設との関係はどうなっているのか？

【事務局（市）】

- ・もともと本人と施設の2者の関係がある中で、事業が始まると意思決定フォロワーが加わるため3者の関係に変わる。

【山地委員】

・傾聴ボランティアと違って、意思決定フォロワーは意思を引き出していくのが役割と考えてよいか。

**【事務局】**

・そうである。

**【杉村委員】**

・国が民間の身元保証団体（本資料P20）の利用を考えているのか？

**【事務局（市）】**

・本資料P20は6月に開催された国の成年後見制度利用促進専門家会議のワーキンググループで提示された資料である。

・本資料は成年後見制度が終わった後のイメージを示したもので、日常生活自立支援事業、今回のモデル事業、身元保証等民間サービスを使う人も考えられることを表したものと国からは聞いている。

・一方、身元保証団等民間サービスの利用については、厚生労働省から医療法人や社会福祉法人に通知している状況がある。

・そのような状況がある中、本資料が提示されたことに対して、ワーキンググループの数多くの委員から危惧する意見が出ている。

・ワーキンググループで委員から出た意見をもとに、国が今後考えていくというのが今、市で把握している状況である。

**【杉村委員】**

・身寄りがいない人が増えていることを現場では感じており、モデルケースとして2件開始している意義は大きい。

・今年度の取組で試行パターンの増加となっているが、現場からの依頼は受けもらえるのか？

・また、どのくらいの期間でどのくらいの件数を増やすのか？

**【事務局】**

・試行パターンの増加については数よりバリエーションを増やしていきたいと考えている。

・現在3件調整中で、本事業の説明を行った施設や弁護士から依頼がきている。

・実際に本事業が使えるかわからないが、バリエーションが増える内容であれば検討していきたいため、声をかけていただきたい。

**【榎本委員】**

・豊田市地域生活意思決定支援事業は大変興味深い。

・本人の意思を聞き出すことはとても大事で、聞き出した意思を実現するには関係機関の協力が必要であるため、今後も本協議会で連携していきたい。

**【名古屋家庭裁判所岡崎支部 鈴木主任書記官】**

・消費生活センターとの連携、とよた後見ネットワークの構想、受任調整のフローなど興味深い内容を情報共有させていただいた。

- ・ 今後も本協議会を通じて情報共有をお願いする。